

弁護士に



弁護士 長谷川ふき

14 利益な事項は、質問を受けた場合でも、積極的に虚偽の事実を答えることにならない範囲で回答し、説明しておけよ。

そして、転職の理由は主観的であり、仮に客観的には辞職しなければ更に責任を追及されるような状況（セクハラ事件の懲戒処分等）にあつたとしても、Xの回答を虚偽とまでは言えないと判断しまし

無いと判断されました。

採用面接時の質問等の準備の重要性

判例から見る

14

（応募者が、自分に不利益な事実を告げなかつた場合）

(1) 採用面接において、応募者であるXは、転職の理由を問うれど、Xは、「仕事

不服として争いました。(東京地判平成24・1・27事例参照)

が限界である」等健康上の理由を回答し、以前の職場を直ちに辞職することが出来ない旨の発言もしていました。し

(2) 応募者には自発的に事実を告知する義務があるか？

がし 質問をされたなかへたの
で、あえて、以前の職場でX
がセクハラ行為を行つた事実
を申告しませんでした。Xが

組織するための半蔵材料の一
つとして採用面接等の審査を行
うわけですから、応募者が採用面接
において、眞実をあ

採用された後、Xが起こしたセクハラ事件がマスコミ報道により発覚しました。

りのままに回答することを期待し、面接時における誠実な対応が、将来の労働関係の土

そこで会社は、Xが採用面接時に、セクハラ事件を申告

しなかつたことを理由として、解雇したところ、Xは解雇を



採用する側は、その可能性を踏まえて慎重な審査をすべきである、と、会社が慎重な審査をしなければならない、と注意を促しています。そして告知すれば採用されないなどが予想される事項について、告知を求められたり、質問されたりしなくとも、自発的に告知する法的義務があるとまではいえない、と述べていま

いかという見地から、検討することも考えられたことを具体的に挙げて、会社が採用時に慎重かつ相当の注意を払つてしかるべき、と、指摘しました。

虚偽があつた場合に、信義則違反として対応できることも ↓採用時に見逃した事項、特に問題にしなかつた事項を後で問題にするのは難しい（成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員）

虚偽があつた場合に、信義則違反として対応できることも↓採用時に見逃した事項、特に問題にしなかつた事項を後で問題にするのは難しい（成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員）

一トナ一弁護 紛争調整委員

士、愛知労働局

無いと判断されました。